

敦賀市立看護大学後援会会則

(名称)

第1条 この会は、敦賀市立看護大学後援会(以下「本会」という。)と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、敦賀市立看護大学(福井県敦賀市木崎 78号 2番地の1)におく。

(目的)

第3条 本会は敦賀市立看護大学(以下「大学」という。)の学生生活及び教育研究活動の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学生の福利厚生の増進に関する事業
- (2) 学生の課外活動の充実に関する事業
- (3) 学生の教育研究の振興に関する事業
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は、学生の父母又は保証人で、本会の目的に賛同する者とし、会費を納入したときに会員になるものとする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 8名以内
- (4) 監事 2名

2 理事及び監事は、総会において会員の中から選出する。

3 会長、副会長は、理事の中から互選により選出する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、次のとおりとする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 会長 1年
- (2) 副会長 1年
- (3) 理事 2年
- (4) 監事 2年

2 役員は、任期満了後も、後任の役員が選任されるまで引き続きその職務を行う。

3 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第8条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時はその職務を代行する。
- (3) 理事は、本会の事業及び運営について協議する。
- (4) 監事は、本会の会計を監査する。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集し、その議長となる。

- 2 総会は、全会員をもって構成し、年1回開催する。ただし会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。
- 3 総会は、書面又は電磁的記録によって決議する。
- 4 役員会は、理事をもって構成し、会長が必要と認めるときに開催する。
- 5 緊急の際は、役員会をもって総会にかえることができる。この場合、次回総会において事後承認を得なければならない。

(会議の招集方法)

第10条 会議の招集は、会議の1週間前までにその目的を記した書面または電子メールをもって通知するものとする。

(会議の付議事項)

第11条 会議の付議事項は、次のとおりとする。

(1) 総会

- ① 会則の制定、改廃に関する事項
- ② 役員の選任に関する事項
- ③ 事業計画及び予算に関する事項
- ④ 事業報告及び決算に関する事項
- ⑤ その他本会の運営に関する重要事項

(2) 役員会

- ① 総会の招集及び総会に付議する事項
- ② その他本会の運営に関わる必要事項

(会議の議決要件)

第12条 会議の議事は出席者または議決権を行使した者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議決権の行使)

第13条 役員会に出席できない者は、委任状を提出することにより、代理人1名に議決権を委任することができる。

(経費)

第14条 本会の経費は、会費、寄付金をもって充てる。

2 会費は、58,000円(4年分)とし、入学年度に一括納入するものとする。

3 既納の会費、寄付金は返還しない。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(本会の事務の取扱い)

第16条 本会の事務は、大学教務学生課に委託するものとする。

(雑則)

第17条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この会則は、平成26年7月15日から施行する。

この会則は、平成28年6月30日から施行する。

この会則は、令和5年6月30日から施行する。

この会則は、令和7年4月1日から施行する。

敦賀市立看護大学後援会会則新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

新	旧	備考
(略)	(略)	(略)
(会議) 第9条 本会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集し、その議長となる。	(会議) 第9条 本会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集し、その議長となる。	
(略)	(略)	(略)
<u>3 総会は、書面又は電磁的記録によって決議する。</u>		(新設)
<u>4 役員会は、理事をもって構成し、会長が必要と認めるときに開催する。</u>	<u>3 役員会は、理事をもって構成し、会長が必要と認めるときに開催する。</u>	(変更)
<u>5 緊急の際は、役員会をもって総会にかえることができる。この場合、次回総会において事後承認を得なければならない。</u>	<u>4 緊急の際は、役員会をもって総会にかえることができる。この場合、次回総会において事後承認を得なければならない。</u>	(変更)
(略)	(略)	
(会議の議決要件) 第12条 会議の議事は出席者 <u>または議決権を行使した者</u> の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。	(会議の議決要件) 第12条 会議の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。	(追加)
(議決権の行使) 第13条 <u>役員会</u> に出席できない者は、委任状を提出することにより、代理人1名に議決権を委任することができる。	(議決権の行使) 第13条 <u>会議</u> に出席できない者は、委任状を提出することにより、代理人1名に議決権を委任することができる。	(変更)
(略)	(略)	(略)